

1 計画の基本理念

熊本市は、急激な時代変化等の背景を踏まえ、平成 23 年度に予定していた熊本市第 6 次総合計画への移行を平成 21 年度に繰り上げました。この 21 世紀のまちづくりの指針となる熊本市第 6 次総合計画の中では、「市民協働のまちづくり」を基本姿勢とし、市民一人ひとりの主体的な参画と協働のもと、すべての人の人権が等しく尊重され安心して心豊かに暮らせる環境の中、活力と魅力にあふれた誇りが持てるまち「湧々都市くまもと 九州の真ん中！人ほほえみ暮らしうるおう集いのまち」の実現を目指していきます。そして、分野別施策の一つに「生涯を通じ健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実」を掲げ、障がい者や高齢者が自らの能力を活かし、生涯を通して心身ともに健康に暮らし、生きがいを持って社会参加できるようきめ細かな保健・福祉サービスの提供や市民・地域の自主的な福祉活動の支援に取り組んでいきます。

本計画では、この第 6 次総合計画の基本的な方針を踏まえつつ、障がい者の「完全参加と平等」の理念の実現を目指して、第 6 次総合計画の重点施策の一つでもある「だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちづくり」を踏まえ、「自立と共生の地域づくり」を基本理念に掲げ、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくりを、総合的に推進していきます。

2 基本的な視点

●社会のバリアフリー化の推進

障がい者の社会参加を妨げる意識面での差別や偏見、物理的な障壁などを除去し、障がいのある人もない人も共に生活し、活動する社会を目指して、ハード・ソフトの両面からノーマライゼーション理念の実現を図ります。

●自立力の向上と利用者本位の支援

ライフステージや障がいの態様に応じた個別的支援を行い、自立力の向上を図ります。また、地域での自立した生活を支援し、障がい者が自らの選択により、適切にサービスを利用できる体制づくりを推進します。

●障がいの特性を踏まえた施策の展開

重度・重複化、高度・多様化する障がいや障がい者のニーズにきめ細かく対応できるよう、個々の障がいの特性に応じた適切な施策を展開します。

3 第6次総合計画との整合

障がい者が、在宅で、生きがいを持って暮らしていくには、一人ひとりの状況に応じた多様な支援体制の整備や、地域での障がい者に対する理解や支援が必要です。

第6次総合計画では、市民協働によるまちづくりをすすめるため、市民等と行政それぞれの役割を分担することとしています。

主 体		施策の成果向上に向けた主体別の役割
市民等	市 民	●障がいに対する理解を深め、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。 ●ボランティア活動等を通じて、障がいのある人及びその家族等の地域生活を支援します。
	地域団体・NPOなど	●地域団体やNPO等は、障がいのある人が安心して暮らせるよう、まちづくりや自立支援を推進します。
	事業者	●事業者は、良質な福祉サービスを提供します。 ●就労を希望する障がいのある人を積極的に受け入れます。
行 政		●障がいのある人のスポーツ大会や研修会等の活動を支援します。 ●障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるため、積極的な啓発活動を展開するとともに、障がいのある人の就労などの社会経済活動への参加を促進します。 ●援護が必要な障がいのある人に対し、適切な福祉サービスなどを提供するとともに、権利を守るための成年後見人制度などについて周知を行います。

■ 成果指標 ■

項 目	単位	基準値 (H20)	目標値 (H25)	目標値 (H30)
地域福祉活動（福祉ボランティアなど）に関わりを持つ市民の割合	%	12.6	20	30
施設入所から地域生活に移行した障がいのある人の数	人	168	330	400

4 計画期間

この計画は、熊本市第6次総合計画と計画期間の整合性を図るため、平成21年度から平成30年度までの計画期間とします。

また、基本的には、第3期熊本市障がい福祉計画の見直し時期である平成26年度に併せて中間見直しを行います。社会情勢の変化などにより見直しが必要な場合は適時見直しを行います。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
● 見直し			熊本市障がい者プラン ● 見直し									
熊本市障がい福祉計画 (第1期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第2期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第3期計画) ● 見直し						

5 推進体制

福祉・保健・医療・教育・労働・都市基盤など多くの分野において、関係機関との連携を図り、計画の推進を図ります。

6 進捗管理

必要に応じて点検・評価・見直しを行うとともに、本計画の達成状況を「熊本市社会福祉審議会」に毎年報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。